

別添(2)

医事第4号

昭和44年1月21日

新潟県衛生部長 殿

厚生省医務局医事課長

柔道整復師の施術証明について（回答）

昭和44年1月8日医第29号で厚生省医務局長あて照会のあった標記について、次とおり回答する。

記

昭和43年8月28日医発第1058号による香川県知事あて医務局長回答は、香川県から照会のあった交通事故による傷害について治療を要する期間の認定をする場合のように、一般的に、医師の総合的診断による予見的な意見を必要とする場合において、柔道整復師の施術証明をどう取り扱うべきかを述べたものであり、かかる場合においては、柔道整復師がその施術をもとに予見的な意見を書き、これを医師の診断書と同様に取り扱うこととは、柔道整復師の業務内容が医師に比べて限られたものであることに照らし、適当でないという趣旨のものであって、柔道整復師が、その業務の範囲内において治療日数の予定を記載し、これを交付することにまで及んで適当でないとしたものではない。

「本件回答の元」が「登山歎から厚生大臣へ誤解防止要望」です。

資料6